

市「ことば教育」関連事業

第4回こころのポエムコンクール作品募集

申し込み・問い合わせ先

学校教育課 学校指導班（西合志庁舎）
☎（248）12300

市内の小・中学校では「ことば教育」を導入し、ことばを大切にした教育を推進しています。本年度も市民の皆さんに「ことば」について考える機会としてもらうため、作品を募集します。

●対象

・市内の学校に在学中の小・中学生
・市内在住の人

●募集作品

- ① こころのことば「一行詩」
- ② こころのことば「ポエム（詩）」
- ③ こころのことば「作文」
- ④ こころのことば「親守詩」

●部門

①～④の各作品について、小学生の部・中学生の部・一般の部の3部門

●応募方法

- ① 一行詩：指定様式1（A4版）
- ② ポエム（詩）：指定様式2（A4版）
- ③ 作文：市販の400字原稿用紙2枚以内

④ 親守詩：指定様式3（A4版）

※小学生の部・中学生の部は、学年・氏名を明記し、学校を通じて応募してください。

※一般の部は、住所・氏名・連絡先を明記し、学校教育課へ直接提出してください。

※指定様式は学校教育課に用意しています。また、市ホームページにも掲載しています。

●応募点数

各作品、1人1点まで

●応募期間

9月1日（火）～12月4日（金）

●留意事項

・応募作品は返却しません
・本人作の未発表作品に限ります

●表彰

最優秀賞、優秀賞、入選を選出し、対象者に通知します。

また、平成28年2月13日（土）に表彰式を行います。

明るい選挙啓発作品募集

申し込み・問い合わせ先

市選挙管理委員会事務局（合志庁舎 総務課内）
☎（248）1112

小・中学生、高校生に、明るい選挙に関するポスターなどの作成を通して選挙に関心を持ってもらうとともに、今後の明るい選挙を進めるために明るい選挙啓発作品コンクールを実施します。

ポスターの部

●対象

小・中学生、高校生

●テーマ

明るい選挙

●用紙サイズなど

・画用紙の四ツ切
（542mm×382mm）

・ハツ切（382mm×271mm）

・描画材料は自由

※裏面に住所、氏名、学校名、学年を必ず記入

習字の部

●対象

小・中学生

●テーマ

小3「代表」 中1「義務」

小4「政治」 中2「国民主権」

小5「投票」 中3「地方自治」

小6「選挙」

●用紙

和半紙（33cm×24cm）

※和半紙左に学校名、学年、氏名を必ず記入



平成26年度
県選挙管理委員会委員長賞作品

一緒に

選挙への参加を呼び掛ける活動をしてみませんか

市選挙管理委員会では、選挙への参加呼び掛けや明るい選挙の推進など、一緒に活動してもらえらる推進委員（選挙サポーター委員）を募集します。

●明るい選挙推進協議会とは

選挙は、私たちが政治に参加する最も重要で基本的な機会です。選挙権年齢が18歳へ引き下げられる法案も今国会で成立し、来年の参議院議員通常選挙から適用される予定です。しかし、投票率は毎回低落傾向にあり、特に20代30代の投票率は低い状況です。

そこで明るい選挙推進協議会では、投票参加に向けた啓発活動として、期日前投票の立会人や小学校での出前授業、新成人への投票呼び掛けなどを行なっています。

●応募資格

満18歳以上で、本市に居住し、選挙に関心を持っている人

●応募方法

住所、氏名、生年月日、職業、電話番号、応募動機を明記し、市選挙管理委員会へ郵送、FAX、メール、持参のいずれかでご応募ください（様式は自由）

●応募期限

9月30日（水）

※会議参加時に謝礼金（2,000円程度）をお支払いします。また、期日前投票の立会人として従事した場合は、報酬（10,000円程度）をお支払いします。

●申し込み・問い合わせ先

市選挙管理委員会事務局（合志庁舎 総務課内）
☎248-1112 FAX248-1196
Eメール senkyo@city.koshi.lg.jp



【シリーズ】社会保障・税番号制度 その②

10月以降にマイナンバー制度 個人番号通知カードを郵送します

マイナンバー制度の開始に伴い、10月以降に、国の委託を受けた「地方公共団体情報システム機構（J-LIS）」から個人番号通知カードが郵送されます。市役所からの送付ではありませんが、重要な封書ですので必ずお受け取りください。

なお、郵送の際は、世帯全員分の通知カードが世帯主宛てに簡易書留で送付されます。

！ご注意ください

- ・お住まいの住所と住民票の住所が異なる人には通知が届かない場合がありますので、早めの住所変更手続きをお願いします。
- ・個人番号は大事な情報です。カードが届いたら、失くさないよう大切に保管し、むやみに他人に番号を教えないようにしましょう。
- ・市役所などが、電話で番号を聞き取ることはありません。

10月4日（日）は日曜開庁を休止します

マイナンバー法施行に伴う作業のため、毎週日曜（午前9時～午後1時）に行なっている市民課・税務課の証明書発行などの業務を休止します。



通知カードが届いたら大切に保管してね。

（表面）



個人番号通知カード（紙製）

10月以降、本市に住民登録のある全ての人に郵送します。

来年1月以降に発行される個人番号カードの交付申請に必要です。大切に保管してください。

※通知カードは、職場での給与支払い事務や市役所などでのさまざまな手続きの際に、公的身分証明書（運転免許証等）と一緒に提示を求められることがあります。

●問い合わせ先

市民課 戸籍住民班（合志庁舎）
☎248-1113